2019年11月29日

一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会
事務局長　駒崎弘樹

居宅児発と通所を併用できない問題に関する提起

【報告要旨（サマリー）】

- 居宅訪問型児童発達支援（以下、居宅児発）は居宅で療育をおこなうことができるすばらしい制度ですが、ほとんど利用されていません。
- その理由のひとつに、自治体が、通所療育に通っている子どもについて通所との併用を理由に申請を却下していることが挙げられます。
- 一方、厚労省は「移行期間として組み合わせは可能と書いており、どこまで広く捉えるかは自治体判断。プロセスは子どもによっていろいろあるので幅広く捉えてもらえないかと思っている」と述べています。
- せっかくの良い制度が必要とする人への支援に結びつくように、調整をお願いいたします。

【『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』令和元年7月1日】

- この書類に、以下の文言があります。

- 「居宅訪問型児童発達支援については、対象者が、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えない。」

- この文言を巡って、厚生労働省と東京都（および各基礎自治体）の見解が分かれています。

【厚生労働省にヒアリングした結果】

- 文書の内容は二者択一の書きぶりになっておりストレートにとるとたしかにそうも読めるが、移行期間として組み合わせは可能と書いており、どこまで広く捉えるかは自治体判断としている。

- プロセスは子どもによっていろいろあるので幅広く捉えてもらえないかと思っている。

【東京都にヒアリングした結果】

- 東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課（児童福祉施設担当）にヒアリングした。

- 東京都としては省令・通知に従うしかなく、いまの省令・通知からは「幅広くとらえてもらいたい」という意図は読み取れないので、通知を出してほしい。

【居宅児発の申請が却下された事例】

- 2019年6月1日に指定を受けた居宅児発事業所・障害児訪問支援ナンシーを利用しようとして居宅児発を申請した人のうち、把握している50人の結果を示します。

- 受給…30人
- 却下…20人

- 却下の内訳は以下の通りです。

自治体	件数	却下理由
中央区	4件	・児童発達支援の制度を使って通所しているため（1件） ・放課後等デイサービスの制度を使って通所しているため（3件） ※ただし、通所中の放課後等デイサービスが営業停止になっ

		た期間だけ居宅児発が支給され、中央区からお願いされて訪問した。しかし再開になったら居宅児発が支給停止になり、訪問も中止した。
港区	4件	・児童発達支援の制度を使って通所しているため（1件） ・児童発達支援の制度を使っていなくとも、厚生労働省が出した障害児像に該当しないため（2件） ・特別支援学校に医療的ケア児専用バスを使って通学しているため（1件）
新宿区	2件	・放課後デイサービスの制度を使って通所しているため（2件）
文京区	1件	・放課後デイサービスの制度を使って通所しているため（1件）
台東区	2件	・児童発達支援の制度を使って通所しているため（2件）
品川区	1件	・児童発達支援の制度を使って通所しているため（1件）
中野区	2件	・児童発達支援の制度を使って通所しているため（2件）
豊島区	1件	・放課後デイサービスの制度を使って通所しているため（1件）
荒川区	1件	・放課後デイサービスの制度を使って通所しているため（1件）
板橋区	1件	・児童発達支援の制度を使っていなくとも、幼稚園に通ってきているため（1件）
練馬区	1件	・児童発達支援の制度を使って通所しているため（1件）

以上。